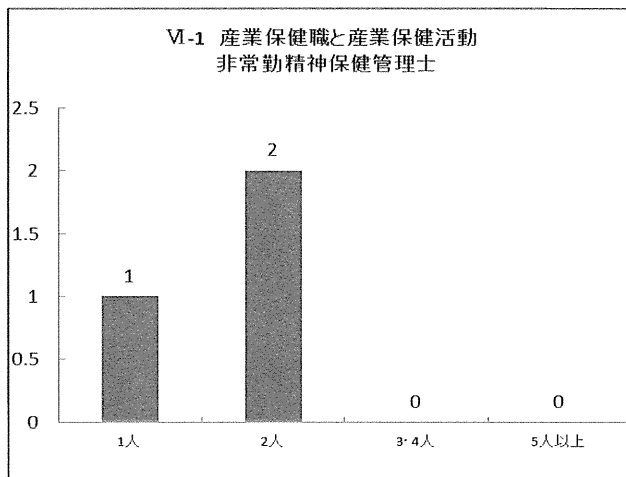
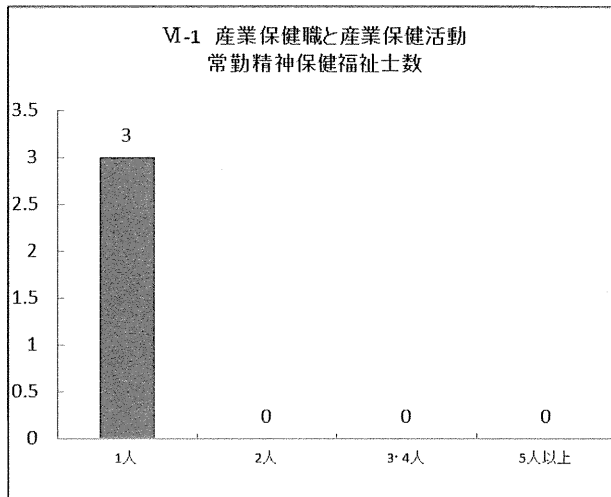


(5) 精神保健福祉士

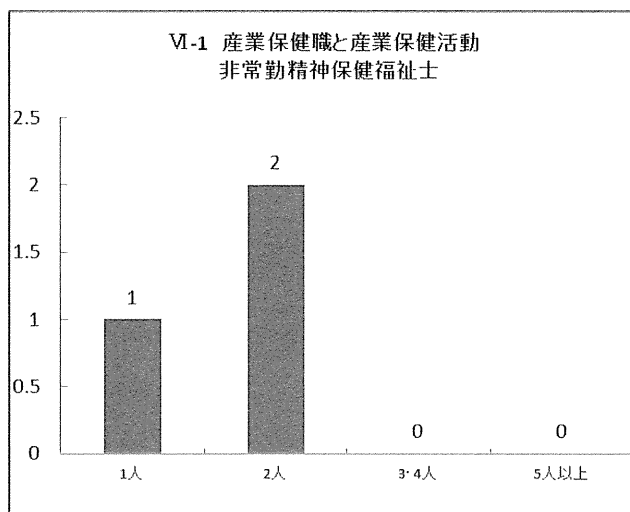
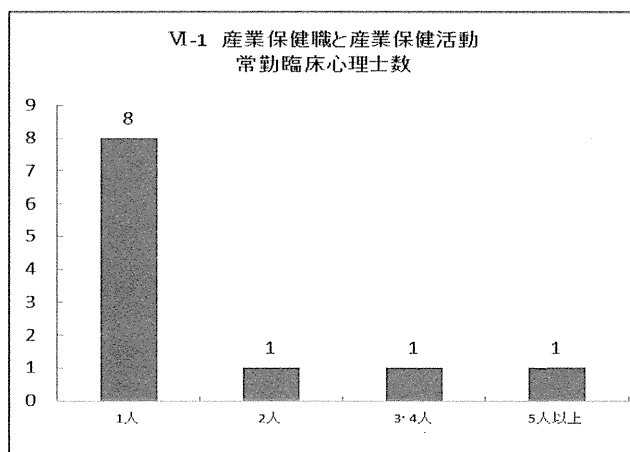
精神保健福祉士の人数は、常勤・非常勤とも1～2人が3健診機関でいるだけであった。



区分	回答項目	常勤		非常勤	
		回答数	%	回答数	%
A	1人	3	100.0%	1	33.3%
B	2人	0	0.0%	2	66.7%
C	3・4人	0	0.0%	0	0.0%
D	5人以上	0	0.0%	0	0.0%
	無回答	187	-	187	-
	計	190	100.0%	190	100.0%
	平均	1人		2人	

(6) 臨床心理士

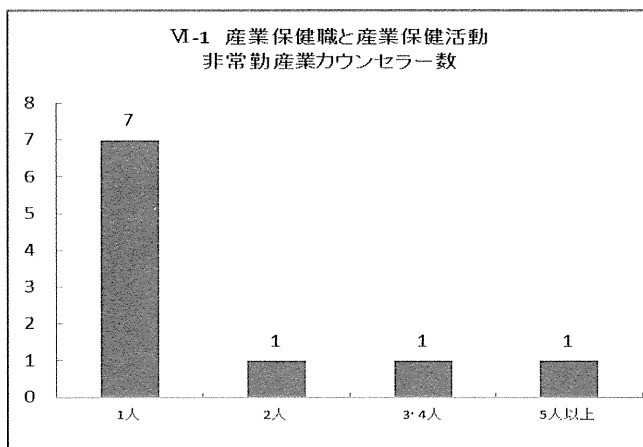
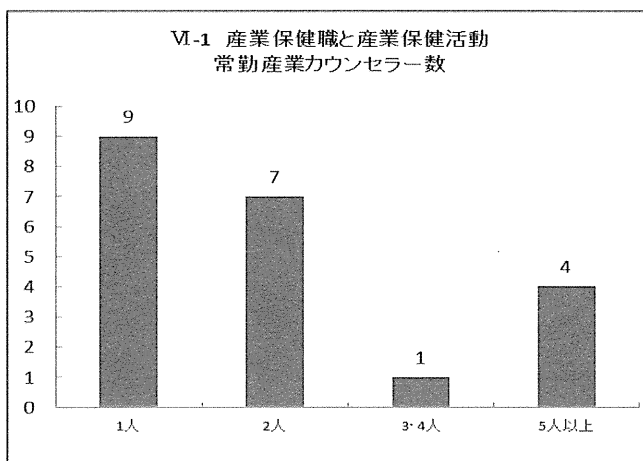
臨床心理士の人数は、常勤では「1人」が8健診機関（72.7%）など、非常勤でも「1人」が6健診機関（54.5%）などで、全体でも11健診機関だけであった。



区分	回答項目	常勤		非常勤	
		回答数	%	回答数	%
A	1人	8	72.7%	6	54.5%
B	2人	1	9.1%	1	9.1%
C	3・4人	1	9.1%	2	18.2%
D	5人以上	1	9.1%	2	18.2%
	無回答	179	-	179	-
	計	190	100.0%	190	100.0%
	平均	1人		2人	

(7) 産業カウンセラー

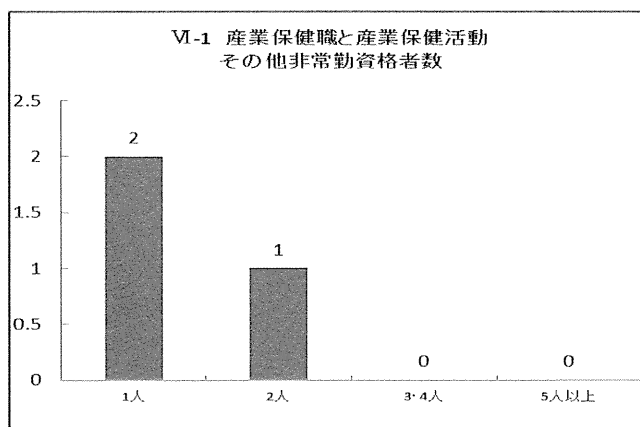
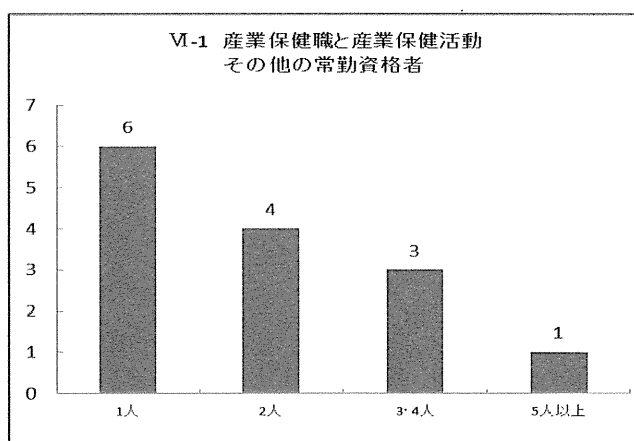
産業カウンセラーの人数は、常勤では「1人」が9健診機関（42.9%）、
「2人」が7健診機関（33.3%）などで、平均は2人である。非常勤では「1
人」が7健診機関（70.0%）などで、平均は2人である。



区分	回答項目	常勤		非常勤	
		回答数	%	回答数	%
A	1人	9	42.9%	7	70.0%
B	2人	7	33.3%	1	10.0%
C	3・4人	1	4.8%	1	10.0%
D	5人以上	4	19.0%	1	10.0%
	無回答	169	-	180	-
	計	190	100.0%	190	100.0%
	平均	2人		2人	

(8) その他の資格者数

その他の資格者の人数は、常勤では「1人」が6健診機関（42.9%）、「2人」が4健診機関（28.6%）などとなっており、平均は2人である。非常勤では「1人」が17健診機関（17.9%）、「2人」が22健診機関（23.2%）などであり、平均は1人である。



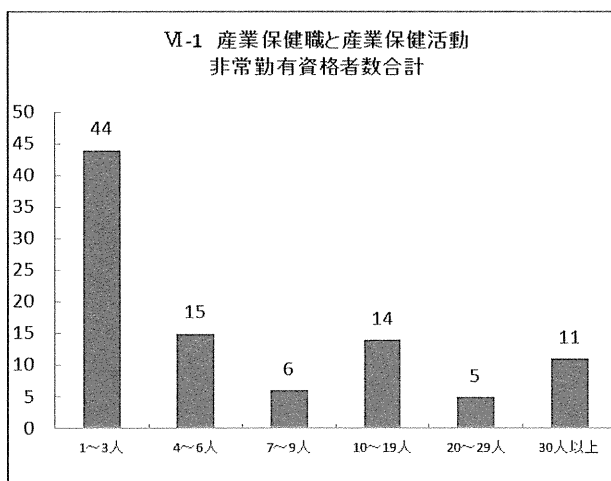
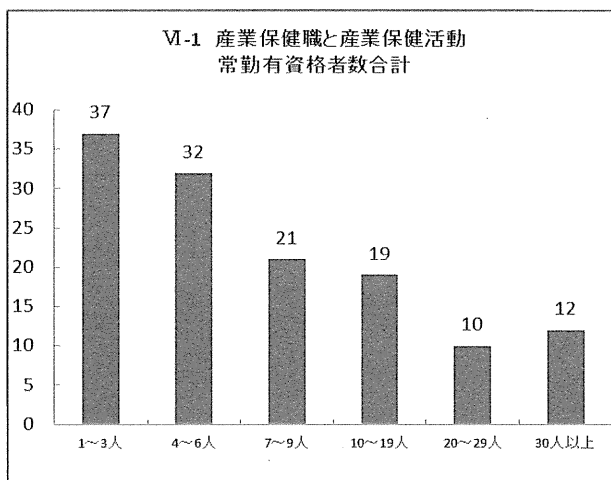
区分	回答項目	常勤		非常勤	
		回答数	%	回答数	%
A	1人	6	42.9%	17	17.9%
B	2人	4	28.6%	22	23.2%
C	3・4人	3	21.4%	8	8.5
D	5人以上	1	7.1%	48	50.5%
	無回答	176	-	95	-
	計	190	100.0%	190	100.0%
	平均	2人		1人	

〔「その他」の内容〕

運動指導士
健康運動指導士（11）
心理相談員12人 健康運動指導士1人
心理相談員3人 産業栄養指導者1人 産業保健指導者1人
日本心理学会認定心理士
ヘルスケアトレーナー

(9) 有資格者合計（複数資格者を一人とする実人員）

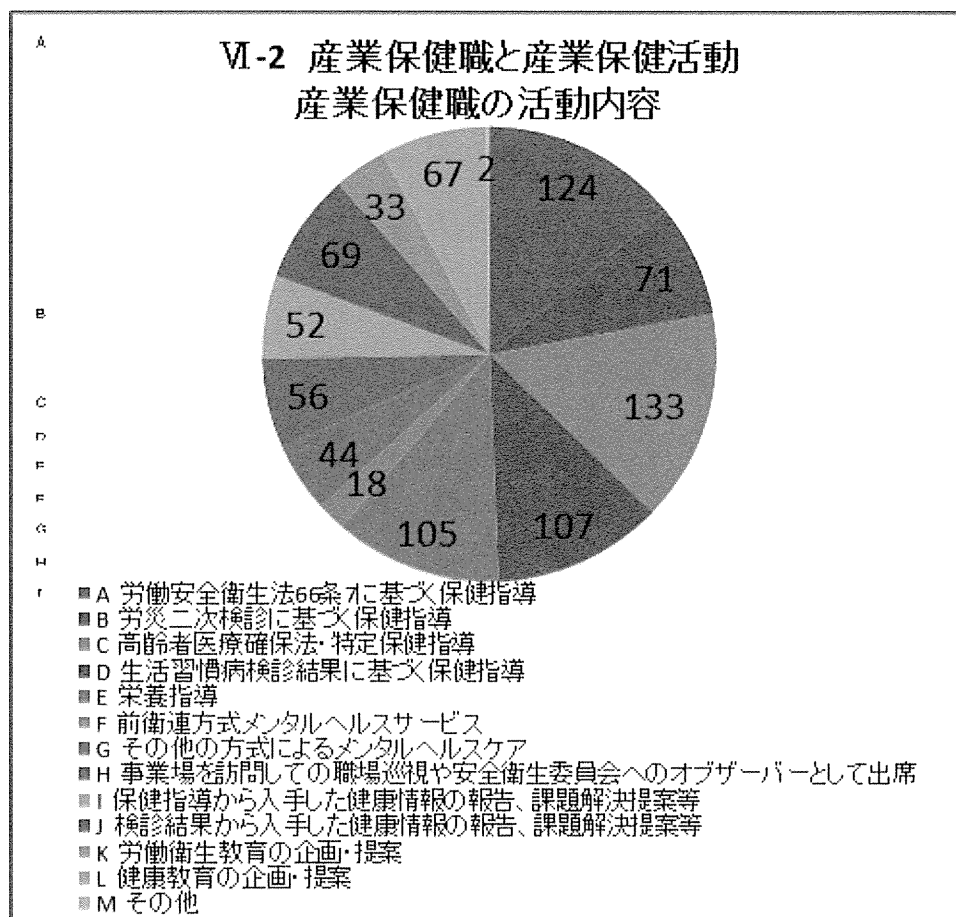
有資格者の合計人数は、常勤では「1～3人」の範囲が37健診機関(28.2%)と最も多く、次いで「4～6人」の範囲が32健診機関(24.4%)、「7～9人」が21機関(16.0%)などとなっており、平均は13人である。非常勤では「1～3人」の範囲が44健診機関(46.3%)と最も多く、次いで「4～6人」の範囲が15健診機関(15.8%)などとなっており、平均は11人である。



区分	回答項目	常勤		非常勤	
		回答数	%	回答数	%
A	1～3 人	37	28.2%	44	46.3%
B	4～6 人	32	24.4%	15	15.8%
C	7～9 人	21	16.0%	6	6.3%
D	10～19 人	19	14.5%	14	14.7%
E	20～29 人	10	7.6%	5	5.3%
F	30 人以上	12	9.2%	11	11.6%
	無回答	59	-	95	-
	計	190	100.0%	190	100.0%
	平均	13 人		11 人	

VI-2 産業保健職の活動内容（複数回答可）

産業保健職の活動内容については、「高齢者医療確保法・特定保健指導」が133 健診機関（15.1%）と最も多く、次いで「労働安全衛生法 66 条 7 に基づく保健指導」が 124 健診機関（14.1%）、「生活習慣病健診結果に基づく保健指導」が 107 健診機関（12.1%）、「栄養指導」が 105 健診機関（11.9%）などとなっている。100 健診機関以下の多いものは「労災二次健診に基づく保健指導」の 71 健診機関（8.1%）、「健診結果から入手した健康情報の報告、課題解決提案等」の 69 健診機関（7.8%）、「健康教育の企画・提案」の 67 健診機関（7.6%）などである。



区分	回答項目	回答数	%
A	労働安全衛生法 66 条 7 に基づく保健指導	124	14.1%
B	労災二次健診に基づく保健指導	71	8.1%
C	高齢者医療確保法・特定保健指導	133	15.1%
D	生活習慣病健診結果に基づく保健指導	107	12.1%
E	栄養指導	105	11.9%
F	前衛連方式メンタルヘルスサービス	18	2.0%
G	その他の方式によるメンタルヘルスケア	44	5.0%
H	事業場を訪問しての職場巡視や安全衛生委員会へのオブザーバーとして出席	56	6.4%
I	保健指導から入手した健康情報の報告、課題解決提案等	52	5.9%
J	健診結果から入手した健康情報の報告、課題解決提案等	69	7.8%
K	労働衛生教育の企画・提案	33	3.7%
L	健康教育の企画・提案	67	7.6%
M	その他	2	0.2%
	無回答	23	-
	計	904	100.0%

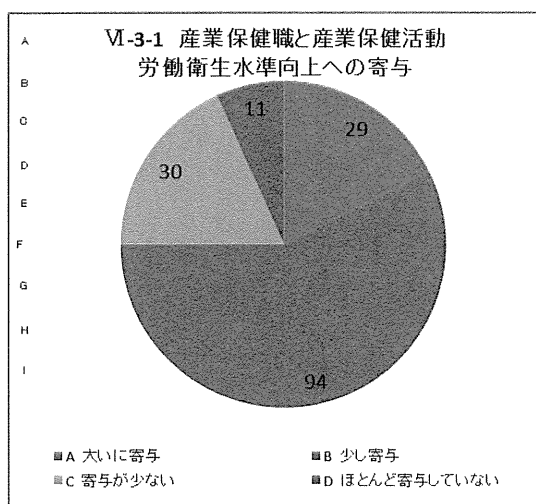
[Mの「その他」の内容]

リーフレット作成（月間）
医療受診の患者への保健指導（禁煙治療、メタボ治療、糖尿病治療）
健康 14 ミナー健保・事業所での保健師活動
健康教育の実践
健康相談
健診現場での指導、啓蒙活動、提案など
広報啓蒙活動の企画、広報誌等の配付
事業所からの要望にもとづく各種講演、セミナー、教室の実施

VI-3 産業保健職の活動の効果

(1) 事業場の労働衛生水準の向上に寄与しているか

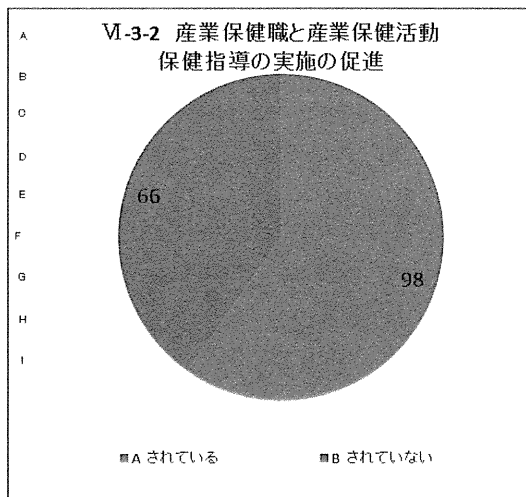
産業保健職が当該事業場の労働衛生水準の向上に寄与しているかを聞いたところ、「大いに寄与している」との回答が 29 健診機関 (17.7%)、「少し寄与している」との回答が 94 健診機関 (57.3%) で、寄与しているとの認識が比較的高い。



区分	回答項目	回答数	%
A	大いに寄与している	29	17.7%
B	少し寄与している	94	57.3%
C	寄与が少ない	30	18.3%
D	ほとんど寄与していない	11	6.7%
	無回答	26	-
	計	190	100.0%

(2) 活動により保健指導の実施が促進されているか

産業保健職の活動により保健指導の実施が促進されているかについては、「促進されている」との回答が 98 健診機関 (59.8%)、「促進されていない」との回答が 66 健診機関 (40.2%) であって、保健指導の実施の促進に寄与しているという認識は必ずしも多くない。



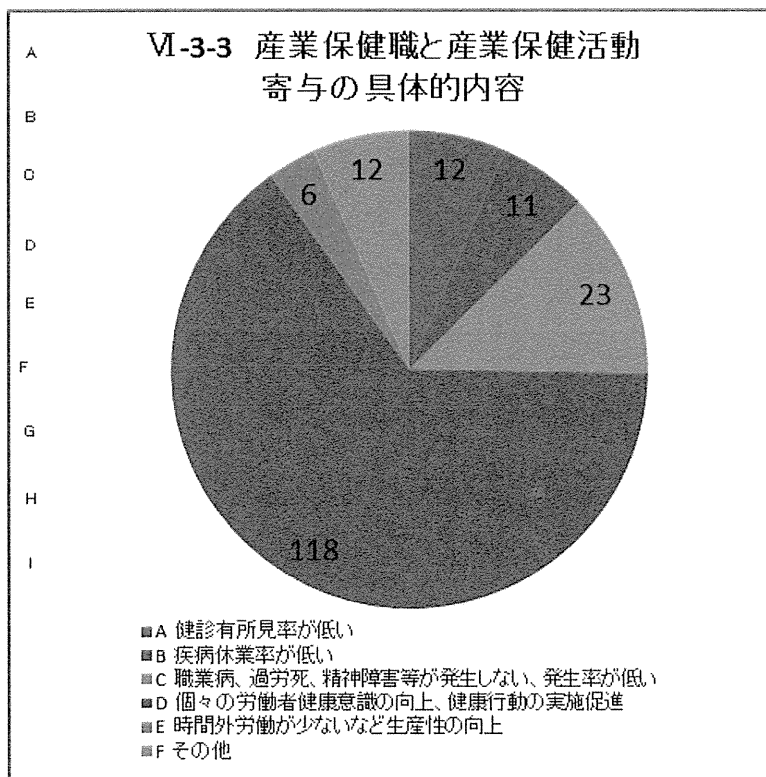
区分	回答項目	回答数	%
A	促進されている	98	59.8%
B	促進されていない	66	40.2%
	無回答	26	-
	計	190	100.0%

(3) 事業場の労働衛生水準の向上に寄与している場合の具体的内容

(複数回答可)

産業保健職が事業場の労働衛生水準の向上に寄与している場合の具体的内容は、「個々の労働者の健康意識の向上、健康行動の実施の促進」が118健診機関(64.8%)と群を抜いて多く、次いで「職業病、過労死、精神障害等が発生しない、発生率が低い」の23健診機関(12.6%)などである。

「その他」の回答としては、健診・精密検査・保健指導の受診率向上、職場環境改善などがある。



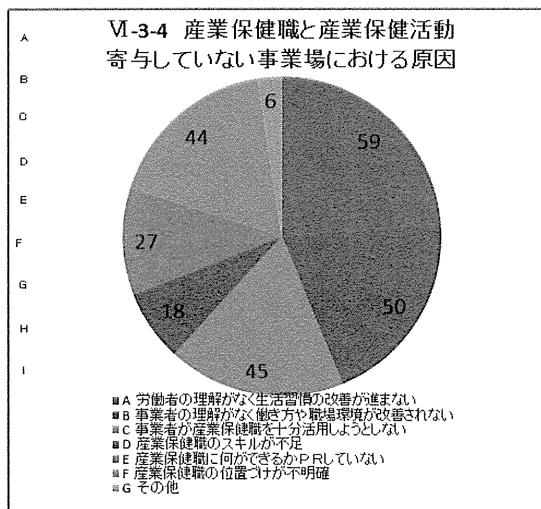
区分	回答項目	回答数	%
A	健診有所見率が低い	12	6.6%
B	疾病休業率が低い	11	6.0%
C	職業病、過労死、精神障害等が発生しない、発生率が低い	23	12.6%
D	個々の労働者の健康意識の向上、健康行動の実施の促進	118	64.8%
E	時間外労働が少ないなど生産性の向上	6	3.3%
F	その他	12	6.6%
	無回答	57	-
	計	239	100.0%

[Fの「その他」の内容]

ア～オに関して具体的な数値を把握していない
健診・特定保健指導・受診率の向上 職場環境の改善
健診後の精密検査受診率向上職場環境改善に向けた提案
健診受診率が上がる。
健診受診率向上
健診担当者の意識向上
個人の意識付けが高まる場合がある。
産業医等と連携するコーディネーターとして、貢献している
疾病予防、長期休業の防止
生活習慣病の発症予防に貢献している。
有所見者の医療機関受診の促進
要精密検査者に対する受診率が上がっている。

(4) 寄与していない事業場における原因（複数回答可）

産業保健職の活動が労働衛生水準の向上に寄与していない事業場における原因については、「労働者の理解がなく生活習慣の改善が進まない」の 59 健診機関（23.7%）、「事業者の理解がなく働き方や職場環境が改善されない」の 50 健診機関（20.1%）、「事業者が産業保健職を十分活用しようとし」の 45 健診機関（18.1%）、「産業保健職の位置づけが不明確」の 44 健診機関（17.7%）などが多い。



区分	回答項目	回答数	%
A	労働者の理解がなく生活習慣の改善が進まない	59	23.7%
B	事業者の理解がなく働き方や職場環境が改善されない	50	20.1%
C	事業者が産業保健職を十分活用しようとしらない	45	18.1%
D	産業保健職のスキルが不足	18	7.2%
E	産業保健職に何ができるかPRしていない	27	10.8%
F	産業保健職の位置づけが不明確	44	17.7%
G	その他	6	2.4%
	無回答	69	-
	計	318	100.0%

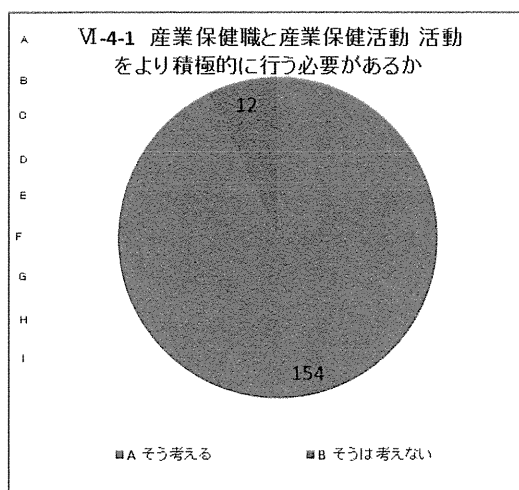
[Gの「その他」の内容]

PR不足
健診施設としても積極的でなく機能していない
産業保健職を十分に活用してもらおうとする場合の報酬金が伴うしくみになっていない。
当財団は委託先業者であるため、担当事業所への直接的関与は難しいため
利用率が低い

VI-4 産業保健職の活動の改善

(1) 産業保健職の活動をより積極的に行う必要があると考えるか

産業保健職の活動をより積極的に行う必要があると考えるかを聞いた結果、「そう考える」との回答が 152 健診機関（93.3%）と大多数を占めた。



区分	回答項目	回答数	%
A	そう考える	154	92.8%
B	そうは考えない	12	7.2%
	無回答	24	-
	計	190	100.0%